



# あおぞら便り

**発行 あおぞら税理士法人** 編集 鈴木 裕之  
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711  
HP URL <https://tax-aozora.com>

早いもので今年も師走を迎えます。2023年は皆様にとってどのような1年だったでしょうか。きちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

## 5,000円以下の飲食費とインボイス

接待交際費でも1人当たり5,000円以下の飲食費は、税務上の交際費等から除外します。インボイス制度開始後、この“5,000円”はどう考えるのでしょうか。Q&A形式で確認します。



### Q.

弊社は税抜経理方式を適用しており、交際費等に該当しない「1人当たり5,000円以下の飲食費」に関しては、消費税等の額を含めず（税抜）5,000円以下かどうかで、判断を行っています。インボイス制度がスタートしましたが、この税抜5,000円の判断について留意すべきことはありますか？

弊社は消費税の課税事業者で、一般課税により納付すべき消費税額を計算しています。

て、インボイスの保存が必要となりました。

インボイス発行事業者でなければインボイスは交付できません。そのため免税事業者などインボイス発行事業者以外からの課税仕入れは、仕入税額控除できません。ただし経過措置として一定の要件の下、2023年10月1日から3年間は80%を、その後の3年間は50%を仕入税額控除できます。

### A-3.インボイス制度下での5,000円◆

税抜経理方式を適用している場合、支払先がインボイス発行事業者か否かで基準となる“5,000円”が次のとおり異なります。

#### 【税抜相当額の基準額】

( )内は税込相当額

発生日	インボイス発行事業者	左記以外
2023.10.1 ~ 2026.9.30	5,000円 (5,500円)	4,902円 (5,393円)
2026.10.1 ~ 2029.9.30		4,762円 (5,239円)
2029.10.1 ~		4,545円 (5,000円)

円未満端数切捨てで計算した場合、会計ソフト等によっては左記以外の税込相当額に1円の差が出ます。

これは、仕入税額控除できない部分（経過措置として最初の3年間20%、次の3年間50%、経過措置後100%）はコストとなるためです。

なお、この“5,000円”について、厚生労働省が提出した令和6年度税制改正要望事項に、物価の動向等を踏まえた金額の引上げがあります。こちらの動向も注視しましょう。

### A-1.1人当たり5,000円以下の飲食費◆

接待交際費のうち、次の算式で計算した1人当たりの金額が5,000円以下である飲食費（社内飲食費を除く。以下同じ）は、一定の書類を保存することを条件に、税務上、交際費等の範囲から除かれ、損金となります。

#### 【算式】

$$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの金額}$$

この場合の“5,000円”とは、税抜経理方式を適用している場合は消費税等の額を含めず、税込経理方式を適用している場合はこれを含めて判断します。

### A-2.インボイス制度◆

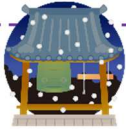
インボイス制度が始まり、一般課税により納付すべき消費税額を計算する際、仕入税額控除を適用するには、原則とし

### お仕事カレンダー



12月11日(月)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限(11月分)
1月4日(木)	10月決算法人の申告・納税、4月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 1月・4月・7月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)

## 不要な償却資産は年末までに処分しましょう



事業者が所有している償却資産は、毎年1月1日現在の状況に応じて固定資産税が課されます。不要な償却資産は年末までに処分を行い、軽減措置の適用では添付書類にご注意ください。

### 償却資産とは◆

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、事業者が所有している土地や家屋以外の事業の用に供する有形の固定資産（構築物、機械装置、工具器具備品など）で、減価償却費等として費用化されるものを指します。

また、テナントとして賃借している建物に施した内装なども、課税の対象となります。

他方、自動車税（種別割）や軽自動車税（種別割）の対象となる車両運搬具は、課税の対象外です。

なお、次のような償却資産でも、1月1日現在、事業上使用することができる状態であれば、課税の対象となります。不要な資産はなるべく年内に処分するとよいでしょう。

- 簿外資産
- 減価償却を終えた資産
- 遊休資産
- 未稼働資産

### 国税との違い◆

償却資産に係る固定資産税は、主に次の点について国税と取扱いが異なります。総勘定元帳上では残高がなかったとしても償却資産の対象となる場合があるため、対象となる資産は必ず固定資産台帳に登録し、所有状況等は固定資産台帳と突合しながら確認しましょう。

### 【国税との取扱いの相違点】

	固定資産税 (償却資産)	国税(法人税 ・所得税)
圧縮記帳	認めない	認める
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認めない	認める
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例(取得価格30万円未満の特例)	課税対象	損金又は必要経費
評価額の最低限度	取得価格×5%	1円 (備忘価格)

### 申告と納税◆

毎年1月末日までに、1月1日現在所有する償却資産の所在地の市町村へ申告します。その後4~5月に届く納税通知書と納付書に基づき、納期限までに納付手続きを行います。ただし、償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されないため、納税通知書等は届きません。

### 固定資産税の軽減措置◆

市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づく新規取得設備に係る固定資産税の特例（固定資産税の軽減措置）は、2023年4月1日以後の認定申請分から適用要件や軽減措置の内容等が改正されています。

なお、改正前後に関わらず、固定資産税の軽減措置の適用を受けるには、償却資産の申告時に一定の書類の添付が必要となります。

## お 仕 事 備 忘 録

1. **年末調整の実施...**そろそろ資料を回収し、添付もれのチェックや入力作業を行っている方も多いことでしょう。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。
2. **源泉徴収票等の法定調書関係の作成...**給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。また当年分の締めくくりとして、給与所得の源泉徴収票の作成と交付、その合計となる法定調書合計表の作成（提出期限は2024年1月31日）に向けた準備を早めに行いましょう。
3. **賞与支払届の提出...**賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ届け出る必要があります。
4. **検知器によるアルコールチェックの義務化...**2023年12月より、安全運転管理者による運転前後のアルコールチェックに、アルコール検知器を用いることが義務化されます。

(出典:MyKomon)

## ~ 冬期休業のお知らせ ~

2023年12月30日(土)~2024年1月3日(水)まで休業とさせていただきます

なお、2024年1月4日(木)より通常営業となります

お客様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます

